

令和6年度 介護保険制度のおもな改正ポイント



令和6年4月から

- ●令和6~8年度(第9期)の介護保険料が決まりました
- ●介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました 地域包括支援センターだけでなく、市区町村から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業 者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。
 - ※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。
- ●介護報酬が改定されました(一部のサービスについては6月から)

介護報酬の改定に伴い、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。訪 問リハビリテーション、訪問看護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導については、6月 から改定されました。

■福祉用具の一部は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できるようになりました。 福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、購入した方が費用を抑えられることがあります。 購入する場合は、特定福祉用具販売での利用となり、同一年度(4月1日~翌年3月31日)で10万 円を上限に購入費の一部が保険給付されます。

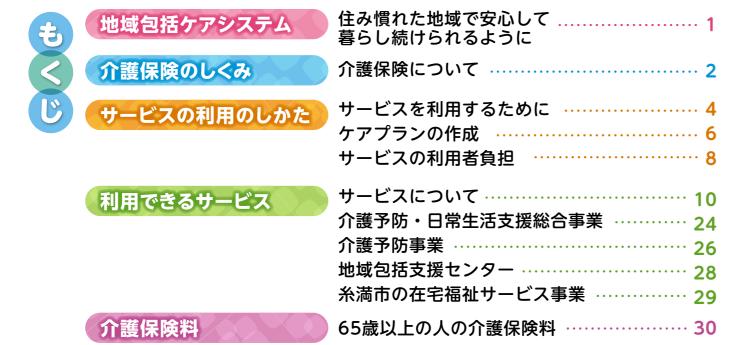
購入を選択できる対象の福祉用具は次の通りです。

●固定用スロープ●歩行器(歩行車を除く)●単点杖(松葉づえを除く)と多点杖 福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて、十分説明し、 選択に当たって必要な情報の提案および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案を行う ことになっています。

令和6年8月から

●施設サービス利用時の居住費等の基準となる金額が変わります

光熱水費の高騰などにより、施設を利用した際の居住費(短期入所サービスは滞在費)の基準と なる金額が変わります。



地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して 暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けて いくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供す るしくみです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支 えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。

- かかりつけ医(生活・健康指導、 在宅医療、服薬指導など)
- ・地域の連携病院、急性期病院 など



老人クラブや自治会、地域住民主体 の「通いの場」などを通じた介護予 防の推進

・ボランティアやNPOなどによる掃 除・洗濯など日常生活の支援など



自宅の環境整備など、 ニーズに合わせて生活の 基盤を整備します。



- ·訪問介護 ·訪問看護
- ・通所介護 ・短期入所サービス
- ・施設サービス
- ・24時間対応のサービス など

地域包括ケア システムの





ケアマネジャ-

医療や福祉、介護、地域の 助け合いなどさまざまな サービスを調整して、地域 社会を支えます。

地域包括支援センター

市区町村やケアマネジャーと協力しながら、地域の高齢者が抱えるさまざまな問題などを見つけて整理し、 医療機関、サービス事業者、地域住民などと連携して高齢者を支援します。

地域包括ケアシステムに必要な地域包括ケアシステムでは、市区町村などからの公的なサービスや 支援の「共助」と「公助」だけではなく、自力で問題を解決する「自助」 や住民が互いに助け合う「互助」による支えがとても大切です。



住み慣れた地域で生活するために、 自分でさまざまなサービスを利用し、 問題を自力で解決することです。



介護保険や医療保険などの社会保険 によるサービスのことです。



地域住民やボランティア、家族や知 り合いなどが、自発的にお互いが助け 合うことです。



税金をもとにした生活保護や権利擁 護など、市区町村が行う社会福祉サー ビスのことです。

൱

介護保険について

介護保険制度は市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者 として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支 払ってサービスを利用します。

介護保険加入者(被保険者)

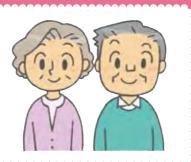
必要なサービスを総合的に利用できます。

- ●保険料を納めます
- ●サービスを利用するため、要介護(支援)認定の申請をします
- ●サービスを利用し、利用料(利用者負担割合分)を支払います

65歳以上の人 (第1号被保険者)

サービスを 利用できる人 介護や日常生活の支援が必要と認定 された人

どんな病気やけががもとで介護や支援が必 要になったかは問われません。



40~64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)

サービスを 利用できる人 特定疾病により介護や支援が必要と 認定された人

交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因 で介護や支援が必要になった場合は、介護 保険の対象にはなりません。



特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると

●がん

/ 医師が一般に認められている医学的 \ 知見にもとづき回復の見込みがない 状態に至ったと判断したものに限る

- 関節リウマチ
- きん い しゅくせい そくさく こう か しょう
 ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ●後縦靱帯骨化症
- ●骨折を伴う骨粗鬆症

- ●初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核 変性症およびパーキンソン病
- ●脊髄小脳変性症
- te 5ゅうかんきょうさく しょう **脊柱管狭窄症**
- ●早老症
- **多系統萎縮症**

- ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 および糖尿病性網膜症
- ●脳血管疾患
- へいそくせいどうかくこう かしはう 閉塞性動脈硬化症
- まんせいへいそくせいはいしっかん ●性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に
- 著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証

| 介護保険の保険証 (介護保険被保険者証) 介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、 サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を 確認し、大切に保管しましょう。

こんなときに使います

要介護(支援)認定の申請 介護や支援が必要となり、要 介護 (支援) 認定の申請をす るとき。

連携

連携

ケアプランなどの作成 サービスの利用 ケアプランなどの作成依頼 サービスを利用す を市区町村に届け出るとき。 るとき。

要介護(支援)認定の申請

要介護 (支援) 認定、保険証の交付

負担割合証の交付

保険料の納付

地域包括 支援センター

介護予防や地域の総合的 な相談の拠点として、設置 されています。 P7へ 🥍



- ●介護予防事業のマネジメント
- ●総合的な相談・支援
- ●虐待防止などの権利擁護事業
- ●ケアマネジャーへの支援
- 基本チェックリストの実施

サービスの提供

利用料(利用者負担割合分)の支払い

糸満市(保険者)

介護保険制度は、 みなさんが住んでい る糸満市が運営して います。



- ●制度を運営します
- ●要介護(支援)認定を行います
- ●保険証を交付します
- ●負担割合証を交付します
- ●サービスを確保・整備します

介護報酬の 請求

介護報酬の 支払い

サービス事業者

利用者に合った サービスを提供して いきます。

事業者の指定は6 年ごとの更新制です。





●指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民 間企業、非営利組織などがサービスを提供 します

2

相談

など

支援

の 利 用

サービスを利用するために

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや糸満市の窓口に相談しま しょう。

相談します

地域包括支援センターや糸満 市の窓口で、利用したいサービ スなどについて相談します。

介護サービス、 介護予防サービス を利用したい人



介護予防・ 生活支援サービス

(介護予防・日常生活支援総合事業) を利用したい人

申請します

介護サービス、介護予 防サービスを利用したい 人は、糸満市の窓口に申 請します。



※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援セン ターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代 行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証

※本人確認ができるもの、マイナンバー確認の書類、主治医に関 する確認書類など、上記のほかにも必要な書類がある場合があ ります。あらかじめ糸満市に確認しておきましょう。

基本チェックリストを

地域包括支援センターや糸満市の窓口で、心 身や日常生活の状態など(生活機能)を調べる 基本チェックリストを受けます。生活機能の低 下がみられた場合は、介護予防・生活支援サー ビス事業対象者(事業対象者)となります。

生活機能とは?

人が生きていくための機能全体 のことで、体や精神の働きのほか、 日常生活動作や家事、家庭や社会 での役割などのことです。できる だけ生活機能を低下させないこと が介護予防につながります。



認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規6か月、更新 12か月(月の末日までの期間+有効期間)です。 更新については、有効期間満了前に更新手続 きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有 効期間満了日の60日前から受け付けます。

●交通事故等(第三者行為)による サービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険の サービスを利用することになった場合、費用を 介護保険が一時的に立て替え、あとで加害者に 請求します。ただし、示談が成立すると示談の 内容が優先されてしまいます。必ず示談の前に 糸満市の窓口にご連絡ください。

認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもら い、心身の状態について調査を受けます。 調査結果はコンピュータで判定(一次判 定) され、さらに主治医意見書とともに 介護認定審査会で審査・判定(二次判定) されます。



介護認定 調査員

認定調査のために自宅を 訪問する、糸満市の職員や 市区町村から委託された事 業所のケアマネジャーなど のことです。

主治医 意見書

生活機能の低下の原因に なった病気やけが、治療内容、 心身の状態などについて、 主治医に記載してもらった 書類です。

審杳会

市区町村が任命する保健、 医療、福祉の学識経験者5人 介護認定 程度で行われる会議です。 申請した人の介護の必要性 について、いろいろな面か ら審査します。

認定結果が届きます

認定結果は、介護認定審査会で審査・ 判定後に糸満市から送られてきます。

P6^ >

要介護 1~5

介護サービスを利用することで生活 機能の維持や改善をはかることが適切 な人

要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活 支援サービス事業を利用することで生 活機能が改善する可能性の高い人

非該当

現状で要介護や要支援のサービスが 必要ないと判定された人

※基本チェックリストを受けて、生活機能の 低下がみられた場合は「事業対象者」とし て介護予防・生活支援サービス事業を利用 できます。

認定結果に納得できないときは?

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場 合は、まずは糸満市の窓口に相談しましょう。 その上で納得できない場合には、3か月以内に 沖縄県に設置されている「介護保険審査会」に 審査請求できます。

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプラン は利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

居宅サービス

計画作品 体育届出書

※要支援1・2の人及び事業対象者のみ介護予防・生活支援サービス事業の利用ができます。

ケアプランの作成を依頼す

る居宅介護支援事業者と契約

し、糸満市に「居宅サービス

計画作成依頼届

出書」を提出し

ます。

- ※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。
- ※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

居宅介護支援事業者

ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプラン作 成の窓口、要介護(支援)認定の申請代行、サービス 事業者との連絡や調整などを行います。

ケアマネジャー 介護の知識を幅広く持った専門家です。

- ●利用者や家族の相談に応じ、アドバイスします
- ●利用者の希望に沿ったケアプランを作成します
- ●サービス事業者との連絡や調整をします
- ●施設入所を希望する人に施設を紹介します



地域包括支援センター P28、裏表紙へ

保健師等、社会福祉士、主任 ケアマネジャーなどが中心と なって、住み慣れた地域で高齢 者を包括的に支援する機関です。



●総合的な相談・支援 ……… 困りごとはご相談ください

●介護予防ケアマネジメント … 自立した生活を支援します ▶虐待防止などの権利擁護 …… みなさんの権利を守ります

●ケアマネジャーへの支援 ······ さまざまな方面から支えます

居宅介護支援事業者

ケアマネジャーが利用者や家族と 話し合って課題を分析し、ケアプラ ンの原案を作成します。その後、ケ アマネジャーを中心に、利用者や家 族、サービス事業者などが話し合い ます(サービス担当 🗻 🚳 💯 者会議)。

話し合いをもとに原案を調 整し、サービスの種類や利用 回数などを盛り込んだケアプ ランを作ります。

在宅サービスを利用 (地域密着型サービスも含む)

施設サービスを利用 (地域密着型サービスも含む)

P11、21へ

施設に入所 て利用

在宅サ

ビスを利用

サービス事業者と契約

入所を希望する施設サービ ス事業者に直接申し込んで、 契約します。

施設サービス事業者

施設のケアマネジャーが利用者や 家族と話し合って課題を分析し、ケ アプランの原案を作成します。その 後、ケアマネジャーを中心に、利用 者や家族、サービス事業者などが話 し合います(サービス担当者会議)。

話し合いをもとに原案を調 整し、サービスの種類や利用 回数などを盛り込んだケアプ ランを作ります。



P18、22へ

令和6年4月から 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できます。 介護予防ケアプランの作成を依 頼する地域包括支援センターまた

は介護予防支援の指定を受けた居 宅介護支援事業者※と契約し、糸 満市に「介護予防サービス計画作

地域包括支援センターに依頼します。

成依頼届出書」を提出します。 ※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、 地域包括支援センターまたは 居宅介護支援事業者

担当職員やケアマネ ジャーが利用者や家族と 話し合って課題を分析し、 介護予防ケアプランの原 案を作成します。



介護予防ケアプランの原案 をもとにサービス担当者会議 が行われ、介護予防ケアプラ ンが作成されます。

介護予防サービスを利用 (地域密着型介護予防サービスも含む)



※介護予防サービスと介護予防・ 生活支援サービス事業は組み 合わせて利用できます。

P12、21へ

基本チェックリスト

生活機能の低下が みられた人 (事業対象者)

生活機能の低下が みられなかった人

介護予防ケアマネジメ ントを依頼する地域包括 支援センターと契約し、 糸満市に「介護予防ケア マネジメント依頼届出書」 を提出します。

介護矛趺

サービス計画

作成依蓋 届出書

地域包括支援センター

担当職員が利用者や家 族と話し合って課題を分 析します(アセスメント)。

必要に応じてケアプラン原 案の作成、サービス担当者会 議が行われてケアプランが作 成されます。

糸満市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」の「一般介護 予防事業」が利用できます。ケ アプランの作成はありません。 P24∧ によって 介護予防・生活支援サービス事業を利用

て契約



P24∧

●基本チェックリストは、地域包括支援センターや糸満市の窓口で受けます。

ビス <mark>ග</mark> 利 用 O) か

サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合

利用者負担の割合は、原則としてサービス にかかった費用の1割、2割、または3割です。 負担割合は「介護保険負担割合証」に記載 されていますので、ご確認ください。



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

■利用者負担の割合

3割

● の両方に該当する人

●本人の合計所得金額※1が220万円以上

❷同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が

「・単身世帯=340万円以上

・2人以上世帯=463万円以上

2割

上記「3割」の対象とならない人で112の両方に該当する人

1本人の合計所得金額※1が160万円以上

2同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額^{※2}」が

「・単身世帯=280万円以上

・2人以上世帯=346万円以上

1割

上記以外の人

・第2号被保険者、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

- ※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
- ※2 合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給 限度額が決められています。限度額内でサービスを利用する ときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超え た場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合 (1割負担の場合)



16,765円 32,350円

利用者負担額の合計 49,115円

おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

- ※上記の金額は標準地域の場合です(介護保険が負担する分も含んだ額です)。
- ※事業対象者は原則として要支援1の限度額 が設定されます。

利用者負担の軽減について

●介護(介護予防)サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担(利用者負担の割合についてはP8参照)の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額)が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限(1か月)

	利用者負担段階区分	
住民税課税世帯で、右記	●課税所得690万円以上	140,100円
に該当する65歳以上の	●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
人が世帯にいる場合	●課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
●一般 住民税課税世帯	●一般 住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合	
●住民税世帯非課税等		24,600円
●合計所得金額*および課税年金収入額の合計が80万円以下の人●老齢福祉年金の受給者		15,000円 (個人)
●生活保護の受給者●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円 (個人) 15,000円

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

■糸満市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費(介護保険)、高額療養費(医療保険)を適用したあとの年間(8月~翌年7月)の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(8月~翌年7月の算定分)

所得 (基礎控除後の) 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70~74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人が いる世帯
課税所得 690万円以上	212万円	212万円
課税所得 380万円以上	141万円	141万円
課税所得 145万円以上	67万円	67万円
一 般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者I *	19万円	19万円

- ※低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
- ●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
- ●支給対象となる人は医療保険の窓□へ申請が必要です。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減がある場合があります

サービスについて

介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。 必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

- ●利用者の負担は、原則として「サービス費用のめやす」の1割、2割、または3割 (P8参照) です。サービスに よっては居住費等や食費、日常生活費などの負担、そのほかさまざまな加算があります。
- ●訪問介護、通所介護(地域密着型含む)、短期入所生活介護(介護予防含む)は「共生型サービス」の対象です。 また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」の 対象になります。

令和6年4月から サービス費用のめやすが変わりました。**訪問リハビリテーション、訪問看護、通所リハビリテーション、** 居宅療養管理指導は令和6年6月から変わりました。

●…在宅サービス ◆…施設サービス ★…地域密着型サービス

P18 • 19 P11~17

P21~23

こんなときは…

自宅での家事や介護の手助けが ほしいときは?

白宅でリハビリや医療チェックをして ほしいときは?

寝たきりでも自宅で入浴したいときは?

外に出て介護やリハビリを受けたり、 みんなと交流したいときは?

家族の介護の手を休ませたいとき などは?

夜間に介護をしてほしいときは?

有料老人ホームなどでサービスを受 けたいときは?

- 6	なサー	- ドフ・	があし	ます
. / 1	/A ' / =		/ 1 · / V) V	4 4

●訪問介護/訪問型サービス	P11
●訪問入浴介護	P12
★夜間対応型訪問介護	P23

■ 計明リッピリニー シュン	D12
●訪問リハビリテーション	PIZ

●通所介護/通所型サービス	P13

- ●通所リハビリテーション ·····P13
- ★地域密着型通所介護 ······ P21
- ★認知症対応型通所介護 ·······P21

●通所介護	/通所型サー	-ビス	•••••	P13
-------	--------	-----	-------	-----

- ●通所リハビリテーション ·····P13
- ●短期入所生活介護 ·······P14
- ●短期入所療養介護 ······· P14
- ★地域密着型通所介護 ······· P21
- ★認知症対応型通所介護 ······ P21
- ★夜間対応型訪問介護 ······ P23
- ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P23
- ●特定施設入居者生活介護 ······· P15
- ★地域密着型特定施設入居者生活介護 P23

家庭での	介護環境を整えた	いとき	17
	ノーロマッペッ元 ヒュエノし/し	\cdot	5.

●価征用只負子	PI
●特定福祉用具販売	P16
●住宅改修費支給	P17

介護保険が適用される施設へ入所 したいときは?

◆介護老人保健施設	P18
◆介護医療院 ····································	P19
★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護…	P22

状況に応じて利用するサービスを 選びたいときは?

★小規模多機能型居宅介護 ····································	P22
★看護小規模多機能型居宅介護	P22

認知症に対応したサービスを受けた いときは?

★認知症対応型共同生活介護	P21

★認知症対応型通所介護 ······ P21

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、食事、入浴、排せつの世話などの「身体 介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守 番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。



P18

要介護 1~5の人) 訪問介護

内 容	利用時間など	サービス費用のめやす
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	3,870円
生活援助が中心	45分以上の場合	2,200円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	970円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

訪問型サービス(介護予防・生活支援サービス事業)

要支援1・2の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者 P25∧ →

ホームヘルパーやボランティアなどが訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを 提供します。

基準や利用料など 市区町村が基準や利用料などを設定します。

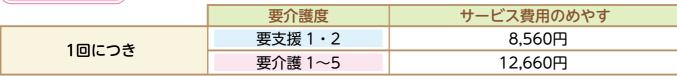
※民間企業や地域住民またはNPOなどによる多様なサービスも利用できます。

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サー ビス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。看護職員による 検温や血圧などのチェックも行われます。

要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護

要介護1~5の人 訪問入浴介護



自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問して もらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション

要介護1~5の人 訪問リハビリテーション

	要介護度	サービス費用のめやす	
1回 (20分以上) につき	要支援 1・2	2,980円	
	要介護 1~5	3,080円	

看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上 の世話や診療の補助を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす 〈訪問看護ステーションから訪問の場合〉	サービス費用のめやす 〈病院・診療所から訪問の場合〉
20分未満の場合	3,030円	2,560円
30分未満の場合	4,510円	3.820円

要介護1~5の人) 訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす 〈訪問看護ステーションから訪問の場合〉	サービス費用のめやす 〈病院・診療所から訪問の場合〉
20分未満の場合	3,140円	2,660円
30分未満の場合	4,710円	3,990円

※がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看 護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

通所して利用するサービス

通所介護 (デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を 日帰りで利用できます。

要介護1~5の人 通所介護

〈通常規模の事業所の場合〉

内 容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上8時間未満 の場合 〈送迎を含む〉	要介護 1	6,580円
	要介護 2	7,770円
	要介護 3	9,000円
	要介護 4	10,230円
	要介護 5	11,480円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

通所型サービス(介護予防・生活支援サービス事業)

介護予防・生活支援サービス事業対象者 要支援1・2の人

P25∧ →

'通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の 専門職による短期集中的に行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

基準や利用料など 市区町村が基準や利用料などを設定します。

※民間企業や地域住民またはNPOなどによる多様なサービスも利用できます。

通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の 支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人 介護予防通所リハビリテーション

〈共通的サービス〉	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき	要支援 1	22,680円
〈送迎、入浴を含む〉	要支援 2	42,280円

介護予防通所リハビリテーションでは、利用者の目標に応じた「栄養改善」「口腔機能の向上」のサービスを利用できます。

要介護1~5の人) 通所リハビリテーション

〈通常規模の事業所の場合〉

内 容	要介護度	サービス費用のめやす
	要介護 1	7,620円
7時間以上8時間未満	要介護 2	9,030円
の場合 〈送迎を含む〉	要介護 3	10,460円
	要介護 4	12,150円
	要介護 5	13,790円



短期入所生活介護(ショートステイ)

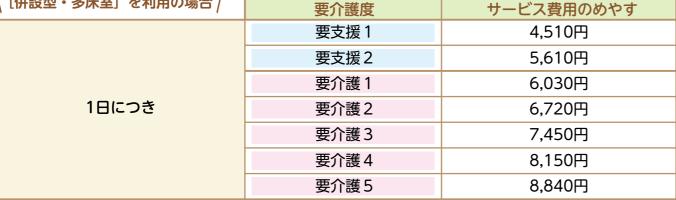
介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の 支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防短期入所生活介護

要介護1~5の人 短期入所生活介護

介護老人福祉施設

[併設型・多床室] を利用の場合



※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常 生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人 介護予防短期入所療養介護

要介護1~5の人) 短期入所療養介護

介護老人保健施設

要介護度	サービス費用のめやす
要支援1	6,130円
要支援2	7,740円
要介護1	8,300円
要介護2	8,800円
要介護3	9,440円
要介護4	9,970円
要介護 5	10,520円
	要支援 1 要支援 2 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4

ショートステイを 利用するときの注意点

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。 利用する際には、下記の点に注意しましょう。

- ■連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。
- ■連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分 を超えないことをめやすとしています。

有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、食事、入浴、 排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1~5の人) 特定施設入居者生活介護

〈外部サービスを利用しない場合〉	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援1	1,830円
	要支援2	3,130円
	要介護1	5,420円
	要介護2	6,090円
	要介護3	6,790円
	要介護 4	7,440円
	要介護 5	8,130円

住所地特例が適用されます

地域密着型特定施設以外の特定施設に入居した場合、住所地特例が適用されます。他市区町村に ある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が 困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援1・2の人) 介護予防居宅療養管理指導

要介護1~5の人) 居宅療養管理指導

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

内容	利用限度回数	サービス費用のめやす〈1回につき〉
医師が行う場合	1か月に2回	5,150円
歯科医師が行う場合	1か月に2回	5,170円
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	5,660円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	5,180円
管理栄養士が行う場合 (指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合)	1か月に2回	5,450円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	3,620円

用 C きる サ

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の人) 介護予防福祉用具貸与

要介護 1~5の人) 福祉用具貸与



対象となる 福祉用具	要支援 1·2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
車いす (車いす付属品を含む)	×		
特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)	×		
床ずれ防止用具	×		
体位変換器	×		
手すり (工事をともなわないもの)			
スロープ (工事をともなわないもの) ◆	•	•	•
歩行器◆		•	
歩行補助つえ◆		•	•
認知症老人徘徊感知機器	×	•	•
移動用リフト(つり具の部分を除く)	×	•	•
自動排泄処理装置	A	A	•

利用できます

尿のみを吸引するも のは利用できます



原則として 利用できません

- ●機能や価格帯の異なるい くつかの商品が事業者か ら提示されます。
- ●商品ごとに全国平均貸与 価格が公表され、上限額 が設定されています。

令和6年4月から ◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)と 多点杖は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を 受けて、よく検討して決めましょう。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売での利用になります。

サービス費用のめやす ●利用者負担の割合はP8をご覧ください。

レンタル費用(用具の機種や事業者などによって異なります)の1割、2割、または3割を負担します。

福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売(申請が必要です)

から購入した場合のみ支給されます。

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援 1・2 の人) 特定介護予防福祉用具販売 (要介護 1~5 の人) 特定福祉用具販売

対象となる

●腰掛便座●自動排泄処理装置の交換可能部品●排泄予測支援機器

●入浴補助用具●簡易浴槽●移動用リフトのつり具の部分

※福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)と多点杖は、 福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入して利用することもできます。

福祉用具購入費の支給について

いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度で10万円を上限(ただし、利用者負担 分の1割、2割、または3割は差し引かれます)に購入費が支給されます。

●利用者負担の割合はP8をご覧ください。

環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給 事前の申請が必要です

★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給され

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を したとき、住宅改修費が支給されます。

要支援 1・2 の人

介護予防住宅改修費支給

要介護 1~5の人) 住宅改修費支給

対象となる住宅改修

- ●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または 通路面の材料の変更
- ●手すりの取り付け
- ●段差の解消
- ■引き戸などへの扉の取り替え
- ●洋式便器などへの便器の取り替え
- ※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。



住宅改修費の支給について

いったん改修費全額を利用者が支払い、後日20万円を上限(ただし、利用者負担分の1割、2割、また は3割は差し引かれます)に改修費が支給されます。

- ●利用者負担の割合はP8をご覧ください。
- ●利用者は利用者負担分のみを事業者に支払い、残りは糸満市から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の制度があり ます。くわしくは糸満市へお問い合わせください。

利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

糸満市へ事前に申請/糸満市の確認・承認

糸満市からの住宅改修事前承認決定通知書を 受けた後、工事の実施・完了/支払い

糸満市へ支給申請(領収書などの提出)

住宅改修費の支給

事前の申請に必要な書類

- 住宅改修費事前承認申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書 ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの 改修前の日付入りの写真及び改修前後の 図面
- ●住宅の所有者の承諾書 改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合

工事後に提出する書類

- 住宅改修費支給申請書
- ●住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書

介護保険の対象となる工事の種類を明記 し、各費用などが適切に区分してあるもの

●完成後の状態を確認できる書類 改修前、改修後の日付入りの写真を添付

施設サービス

介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。 施設を利用したサービスは、サービス費用のほかに、居住費等、食費などが利用者負担に なります。くわしくはP20をご覧ください。

●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活 上の支援や介護が受けられる施設です。

要介護1~5の人 介護老人福祉施設

サービス費用のめやす (1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1 ※	5,890円	5,890円	6,700円
要介護 2 *	6,590円	6,590円	7,400円
要介護 3	7,320円	7,320円	8,150円
要介護 4	8,020円	8,020円	8,860円
要介護 5	8,710円	8,710円	9,550円

※新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

○在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設(老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリ テーションや介護が受けられる施設です。

要介護1~5の人) 介護老人保健施設

サービス費用のめやす(1日につき)



長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の 場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられる施設です。

要介護1~5の人) 介護医療院

サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	7,210円	8,330円	8,500円
要介護 2	8,320円	9,430円	9,600円
要介護 3	10,700円	11,820円	11,990円
要介護 4	11,720円	12,830円	13,000円
要介護 5	12,630円	13,750円	13,920円

●従来型個室……ユニットを構成しない個室

●多床室………ユニットを構成しない相部屋

●ユニット型個室……ユニットを構成する個室

●ユニット型個室的多床室 …ユニットを構成し、壁 と天井の間にすき間が ある部屋

- 個室……壁が天井まであり、完全に仕切られて いる個室
- ・ユニット…少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

■介護保険施設ではない高齢者施設(介護保険の対象外)

高齢者の暮らしを支える施設は、介護保険施設以外にもあります。「特定施設」の指定を受けている施設では、介護保険の「特定施設入居者生活介護(P15、23)」を利用できます。

有料老人ホーム

日常生活に必要な食事や入浴の提供、洗濯や掃除など の家事など、さまざまなサービスを提供する民間の施設 です。

入居やサービスなどにかかる費用は、原則としてすべて自己負担ですが、入居条件や費用面も含めて、施設での生活スタイルやサービスの質などのバリエーションが多いのが特徴です。

介護付	介護が必要な人が対象で、介護保険によるサー ビスが受けられる「特定施設」の指定を受けて おり、介護スタッフも施設に常駐しています。
住宅型	介護が必要な人と、いまは介護は不要な人の両 方を対象とした施設で、介護が必要な人は、外 部の事業者から介護サービスを受けられます。
健康型	自立している人が対象で、生活を楽しむための 施設が充実しています。介護が必要になった場 合は、退去しなければなりません。

ケアハウス(軽費老人ホーム)

家庭での日常生活に近い環境で、生活支援サービスなど を受けながら生活できる施設です。自治体の助成を受けて 運営されるため、比較的低額な利用料で入居できます。

入居対象

家庭環境や経済状況などの理由で、在宅生活が困難な60歳以上の人

サービス付き高齢者向け住宅

介護と医療が連携しながら、住み慣れた地域で安心して 暮らしていけるサービスを提供するバリアフリー構造の住 宅です。安否確認と生活相談サービスを提供することが義 務づけられています。

入居対象

原則として、60歳以上の単身者もしくは夫婦のみの世帯

※比較的元気な高齢者向けの住宅で、自力で身の回りの世話ができる高齢者が対象です。独自の入居条件を設定している施設もあります。

施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、利用者負担割合(1割、2割、または3割)分のほかに、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



サービス費用

グロップ サービス費用の 1割、2割、または3割

居住費等

全 額



日常生活費

基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、 基準となる額(基準費用額)が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額〈1日につき〉

+

令和6年8月から 【 】内は令和6年8月からの金額です。

	A #			
ユニット型個室	食 費			
2,006円 【2,066円】	1,668円 【1,728円】	1,668円 (1,171円) 【1,728円(1,231円)】	377円 (855円) 【437円(915円)】	1,445円

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合は()内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

※施設と利用者の間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

■負担限度額〈1日につき〉

	利用者負担段階		居住費等			食 費	
			ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第 1 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の 受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 550円 (380円)	0円	300円	300円
第 2 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 課税年金収入額+合計所得金額※+ 非課税年金収入額が80万円以下の人	820円 [880円]	490円 【550円】	490円 (420円) (550円 (480円)	370円 【430円】	390円	600円
第 3 段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額*+非課税 年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) (1,370円 (880円)	370円 【430円】	650円	1,000円
第 3 段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 課税年金収入額+合計所得金額※+ 非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) (1,370円) (880円)	370円 【430円】	1,360円	1,300円

- ●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額になります。
- ※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから 公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除し た金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控 除額を控除した金額を用います。

上の表に当てはまっていても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ●住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が下記の場合
 - ・第1段階 : 預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階 : 預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①:預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②:預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合
- *第2号被保険者(40~64歳の医療保険加入者)は上記にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。
- *生活保護の受給者に預貯金等の要件はありません。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。 原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

○認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

要支援2の人

介護予防認知症対応型 共同生活介護

※要支援1の人は利用できません。

要介護1~5の人

認知症対応型共同生活介護

〈2ユニット以上の場合〉



C

る

サ

ピ

	要介護度	サービス費用の めやす		
1日につき	要支援 2	7,490円		
	要介護 1	7,530円		
	要介護 2	7,880円		
	要介護 3	8,120円		
	要介護 4	8,280円		
	要介護 5	8,450円		

※30日以内の短期利用もできる場合があります。

○日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、 日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを 受けられます。

要介護1~5の人

地域密着型通所介護

内容	要介護度	サービス費用の めやす
	要介護 1	7,530円
7時間以上	要介護 2	8,900円
8時間未満	要介護 3	10,320円
の場合 〈送迎を含む〉	要介護 4	11,720円
	要介護 5	13,120円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業 所でも介護保険のサービスを利用できます。

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象にした通所介護です。認知 症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の 支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人

介護予防認知症対応型 通所介護

要介護1~5の人

認知症対応型通所介護

〈単独型を利用する場合〉

(T) A = C 1 1 0 M C					
内容	要介護度	サービス費用の めやす			
	要支援 1	8,610円			
	要支援 2	9,610円			
7時間以上	要介護 1	9,940円			
8時間未満	要介護 2	11,020円			
の場合 〈送迎を含む〉	要介護 3	12,100円			
	要介護 4	13,190円			
	要介護 5	14,270円			

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊の サービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1~5の人 小規模多機能型居宅介護

〈同一建物に居住する人以外の人が利用する場合〉

	要介護度	サービス費用の めやす		
1か月	要支援 1	34,500円		
	要支援 2	69,720円		
	要介護 1	104,580円		
	要介護 2	153,700円		
につき	要介護 3	223,590円		
	要介護 4	246,770円		
	要介護 5	272,090円		

このサービスを利用している間は、訪問 看護、訪問リハビリテーション、居宅療 養管理指導、福祉用具貸与以外の在宅 サービス、その他の地域密着型サービス は利用できません。

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。

小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人 富祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設 に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練 などのサービスを受けられます。

要介護1~5の人

地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護

〈多床室を利用する場合〉

	要介護度	サービス費用の めやす
1日 につき	要介護 1*	6,000円
	要介護 2*	6,710円
	要介護 3	7,450円
	要介護 4	8,170円
	要介護 5	8,870円

※新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

複合型のサービス

看護小規模多機能型

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合 わせたサービスです。介護と医療それぞれの サービスが必要な人がサービスを受けられます。

要介護1~5の人 看護小規模多機能型 居宅介護

〈同一建物に居住する人以外の人が利用する場合〉

	要介護度	サービス費用の めやす
1か月 につき	要介護 1	124,470円
	要介護 2	174,150円
	要介護3	244,810円
	要介護 4	277,660円
	要介護 5	314,080円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。

24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回•随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる 「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1~5の人

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〈一体型(訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供)を利用する場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす (訪問看護を利用しない場合)	サービス費用のめやす (訪問看護を利用する場合)
1か月 につき	要介護 1	54,460円	79,460円
	要介護 2	97,200円	124,130円
	要介護 3	161,400円	189,480円
	要介護 4	204,170円	233,580円
	要介護 5	246,920円	282,980円

小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設 入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホーム、軽 費老人ホーム、養護老人ホームなど)のうち、 定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設 に入居する人が、食事、入浴、排せつなどの介 護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療 養上の世話を受けられます。

要介護1~5の人

地域密着型特定施設 入居者生活介護

	要介護度	サービス費用の めやす
	要介護 1	5,460円
	要介護 2	6,140円
18	要介護 3	6,850円
につき	要介護 4	7,500円
	要介護 5	8,200円

夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定 期巡回や通報システムによるオペレーションセ ンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪 問介護を受けられます。

要介護1~5の人) 夜間対応型訪問介護

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

内容	サービス費用の めやす
基本夜間対応型訪問介護費	9,890円/月
定期巡回サービス	3,720円/回
随時訪問サービス(I)	5,670円/回

22

用 できる

介護予防。日常生活支援

総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、糸満市が行 う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援 サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つがあり、 サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、 同生活支援 住民主体による介護予防のサービスを利用できます。







一般介護 予防事業

●介護予防・日常生活支援総合事業のサービスや利用者負担は、市区町村ごとに異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ●要支援1・2の人
- ●介護予防・生活支援サービス事業対象者

(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)

- ●40~64歳の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事 業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要 があります。
- ●介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすること ができます。
- ※要介護1~5の認定を受けて介護サービスを利用する以前から継続的に総合事業を利用していた人は、要介 護認定後も引き続き利用できる場合があります。

一般介護予防事業



●65歳以上のすべての人



●一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はあり ません。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

介護サービス事業者によるサービス

●食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの 生活援助



●掃除・洗濯・ゴミ出しや布団干しなどの生活援助など

通所型サービス

介護サービス事業者によるサービス

●食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

民間企業・ボランティアなどによる多様なサービス

●自主的な通いの場でのレクリエーション活動、体操・運動の活動など

その他の生活支援サービス

■配食(栄養改善を目的としたものや、ひとり暮らし高齢者に対する見 守りを含むもの)







フレイル予防で若返りを目指しましょう!

「フレイル」とは、高齢期に心身の機能が衰えた状態をいいます。

健康な状態と介護が必要な状態の中間の状態で、何もせず放置すると要介護になる危険が 高いといわれています。

しかし、フレイルは、早い時期に生活習慣を見直すことで、健康な状態に引き返すことが 可能です!

チェックしましょう! フレイルのサイン!こんなこと感じやすくなっていませんか?―

- □ 筋力(握力)が低下した □ 半年で2kg以上の体重減少
- □ 体を動かすことが減った □ 疲れやすくなった
- □ 歩くのが遅くなった

1~2つ当てはまる人⇒ フレイル予備軍

3つ以上当てはまる人⇒ フレイル

●フレイルは予防する事ができます。

- 運動習慣を身につけましょう いつもより少し早く歩くなどコツコツ続けていきましょう
- 🕗 食事をしっかり摂りましょう 1日3食しっかりよく噛んで食べましょう
- **⑥** 歯のケアを行いましょう かかりつけの歯科を持ちましょう
- **△** 人と交流する機会を持ちましょう 週に1回以上外出しましょう
- ⑤ 年に一度は健診を受けましょう フレイルや持病の重症化を防ぐことができます。



介護予防事業

地域デイサービス(糸満市社会福祉協議会委託)

●目 **的** 市内に居住する概ね65歳以上を対象に、健康チェッ ク・体操・趣味教養講座・グラウンドゴルフ等を実 施することで、心身のリフレッシュ、仲間づくり、 地域交流を図り、健康で生きがいを持ち暮らせるこ とを目的とします。



血圧測定・健康相談・レクリエーション・健康体操など

●実施場所 各自治会・公民館等 45か所(令和6年4月現在)

(実施曜日・時間等については、各自治会または社会福祉協議会にお問い合わせください)

地域で楽しく、健康づくり

集まる機会が少なく集いの場として地域デイサービスの実施を検討している自治会は、 糸満市社会福祉協議会までご連絡ください。

中央型運動教室

かりゆし 健康クラブ

- ●実施曜日 毎週(火・金)
- ●実施場所 糸満市社会福祉センター(大ホール)
- ●実施時間 9:30~11:30
- 容 健康体操(筋トレ・ストレッチ・ 3B体操等、ミニ講話)
- ●利用料 1回100円

りいきいき 健康クラブ

- ●実施曜日 毎週(月・木)
- ●実施場所 糸満市社会福祉センター(大ホール)
- ●実施時間 9:30~11:30
- 容 健康体操(筋トレ・ストレッチ・ 3B体操等、ミニ講話)
- ●利用料 1回100円

いとま~る教室

- ●実施曜日 毎週(金)
- ●実施場所 いとま~る屋内広場
- ●実施時間 9:30~11:30
- 容 健康体操(筋トレ・ストレッチ・ 3B体操等、ミニ講話)
- ●利用料 1回100円

いちまん男塾

- ●実施曜日 毎週(水)
- ●実施場所 糸満市社会福祉センター(大ホール)
- ●実施時間 9:30~11:30
- 容 健康体操 (筋トレ・ストレッチ・ 3B体操等、ミニ講話)
- ●利用料 1回100円

糸満市健康づくりセンター

順景館

顛寿館教室のご案内

●目 的 糸満市民の健康づくりのための運動教室 (生活習慣病の予防・改善・寝たきり予防・ストレス解消)

●日 時 月~金 9:15~11:00 /月・火・木・金 14:00~15:45

- ●休館日 土日・祝祭日・年末年始
- ●利用料 1回 100円(初回体験は無料です)
- 持参する物 飲み物・タオル・室内履き(運動ができる靴)

糸満市在住の方 ならどなたでも 参加できます!



- 専門の運動指導員(健康運動指導士)が適切な運動を指導します。
- ●看護師による健康相談が受けられます。
- ※医師の治療を受けている方は、主治医に相談をされてからお越しください。

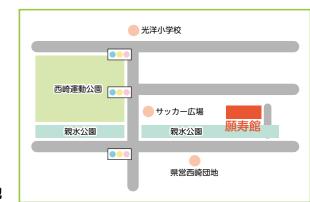
●願寿館教室のプログラム内容

月	火	水	木	金			
	9:15~	ストレッチ・関節	運動・ラジオ体操領	第1、第2			
	10:00~	主運動 (筋トレ)					
10:45~11:00 クーリングダウン							
	12:00~13:00 昼休み (閉館)						
	14:00~15:45	午後の教室					
楽らく貯筋 運動教室	骨コツ貯筋教室	出張運動教室	楽らく貯筋 運動教室	骨コツ貯筋教室			

お問い合わせ先は

糸満市健康づくりセンター 願寿館 **☎**840-8225

所在地 糸満市西崎町3丁目179番地



お問い合わせ

糸満市社会福祉協議会 TEL 994-0563

用 できるサ

地域包括支援センターを

利用しましょう。寒寒へ

地域包括支援センターは、みなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていくた めに、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師・主任ケアマネ ジャー・社会福祉士等専門職員が、みなさんの生活を支える役割を担っています。

なんでもご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、 その他なんでもご相談ください。



自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要と なるおそれの高い人が自立して生活できるよう、介護予 防の支援をします。



みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心して暮らせるように、みなさんの持つ さまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、 成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。



地域のネットワークをつくり、みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関との ネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャー の支援も行います。



糸満市の在宅福祉サービス事業

糸満市では、65歳以上の高齢者を対象に介護保険によるサービスのほか、在宅福 祉サービスとして次のような事業を実施しています。

● 外出支援サービス事業

寝たきりの状態にある方、または車いすを利用 している方で、一般の交通機関を利用することが 困難な方に、自宅から医療機関までの送迎を行い

- 対象者 65歳以上で上記にあてはまる方
- ●利用料 市内片道300円、市外片道500円 ※利用回数は片道で月4回まで

📿 緊急通報システム事業

急病や事故などの緊急の際、簡単な操作で外部 に通報できる機器を設置し、緊急時における安全 の確保及び不安の解消を図ります。

- ●対象者 虚弱な1人暮らしの高齢者、または高 齢者のみの世帯で身体上慢性疾患があ るなど常時注意を要する状態にある方
- 利用料 機器の使用に係る電気料金のみ 利用者負担 ※機器設置料と毎月の機器使用料は市負担

6 介護用品給付事業

要介護4又は5に認定された高齢者を在宅で介 護している家族に対し、紙おむつ等の現物を給付 します。

- 対象者 市民税非課税世帯
 - ※介護者が別世帯の場合、介護者も非課税であること。
- 給付額 月額6,500円(現物給付)

4 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は5に認定され、介護保険サービス の利用や長期入院が無い高齢者を在宅で介護して いる家族に対して慰労金を支給します。

- ●対象者 過去1年以上市民税非課税世帯で、介 護保険サービスの利用(年間7日まで のショートステイ利用を除く) や90 日以上の長期入院がない要介護4又は 要介護5に認定された高齢者を在宅で 介護している家族
- ■支給額 年額10万円

6 福祉電話設置事業

日常生活に不自由が多い高齢者宅に電話機を設 置し、コミュニケーションと緊急連絡の手段を確 保します。

- 対象者 一人暮らしの高齢者で 市民税非課税世帯
- 利用料 基本料金、通話料は自己負担 ※機器設置料は市負担

🕝 送迎バス活用事業

民間の送迎バスを活用した高齢者の移動支援 サービスです。送迎バスの運行ルート内に設けら れた停留所間を送迎します。

- 対象者 65歳以上で送迎バスに1人で 乗り降りできる方
- ●利用料 無料

√ 救急医療情報キット配布事業

65歳以上の高齢者に、かかりつけ医療機関や 持病、家族の連絡先等の緊急時に必要な情報を保 管する救急医療情報キットを配布します。

- 対象者 65歳以上の単身者、または高齢者のみ の世帯
- ●利用料 無料



糸満市役所 福祉部 介護長寿課 高齢者支援係 TEL840-8114(直通)

65歳以上の人の介護保険料

市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

介護保険料の基準額

基準額 87,444円 (年額) 糸満市で介護保険 給付にかかる費用

X

65歳以上の人の 負担分 (23%)

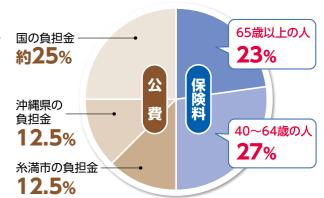
糸満市の65歳以上の人数

介護保険の財源(令和6~8年度)

65歳以上の人の負担分は、介護サービスにかかる費用 の総額(利用者負担を除く)の23%と決められています。 みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していく ための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービ スを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

「財源の半分が保険料です!

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、 サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。



基準額をもとに所得段階別の保険料が決まります

	至午段でひこにが行政性別の体験的が次まっます。 					
介護保険料の決まり方(令和6~8年度)	段階	年間保険料	(月額保険料)	基準額に 対する割合	対 象 者	
生活保護をはいい。	80万円以下	第1段階	24,922円	(2,077円)	0.285	生活保護の受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人、または世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
受給している	80万円超120万円以下	第2段階	42,411円	(3,535円)	0.485	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税 年金収入額が80万円を超え120万円以下の人
いいえ 一本 課税年金収入額は ?	120万円超	第3段階	59,900円	(4,992円)	0.685	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税 年金収入額が120万円を超える人
あなたに 市民税が課税	80万円以下	第4段階	78,700円	(6,559円)	0.90	本人が市民税非課税で、かつ世帯の誰か (配偶者や子供等)が市民税課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
されている はい はい はい	80万円超	第5段階	87,444円	(7,287円)	1.00	本人が市民税非課税で、かつ世帯の誰か(配偶者や子供等)が市民税課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人
	120万円未満	第6段階	109,305円	(9,109円)	1.25	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満の人
	120万円以上210万円未満	第7段階	118,050円	(9,838円)	1.35	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人
前年の	210万円以上320万円未満	第8段階	148,655円	(12,388円)	1.70	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人
合計所得金額は?	320万円以上420万円未満	第9段階	161,772円	(13,481円)	1.85	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人
	420万円以上520万円未満	第10段階	179,261円	(14,939円)	2.05	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人
A = 1 = 2 (D A 605	520万円以上620万円未満	第11段階	192,377円	(16,032円)	2.20	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人
合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や	620万円以上720万円未満	第12段階	209,866円	(17,489円)	2.40	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人
医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1~5段階の人は「公 的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金 額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用	720万円以上1,000万円未満	第13段階	227,355円	(18,947円)	2.60	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 720万円以上1,000万円未満の人
観に福子所得が含まれている場合は、福子所得がらTO力円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。	1,000万円以上1,500万円未満	第14段階	244,844円	(20,404円)	2.80	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満の人
課税年金収入額	1,500万円以上2,000万円未満	第15段階	253,588円	(21,133円)	2.90	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,500万円以上2,000万円未満の人
公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類 の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。	2,000万円以上	第16段階	262,332円	(21,861円)	3.00	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 2,000万円以上の人

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。 ※第1~3段階は、公費による負担軽減が行われています。

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属す る月※)の分から、原則として年金から納めます。

※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日になります。そのため、65歳の誕生日の前日がある月か ら第1号被保険者になります。

年金が年額18万円以上の人 年金から差し引かれます(特別徴収)

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢(退 職)年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。老齢福祉年金などは、年金からの差し 引きの対象になりません。

●前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、前年の所得などが確定する前の4・6・8月は仮 に算定された保険料額を納付します(仮徴収)。10・12・2月は本年度の保険料を算出し、既 に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します(本徴収)。

10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)	
	前年度本徴心	₹	—	仮徴収	\rightarrow		本徴収		
			仮の保険を納めま		度2月分)		ないた額を を除いた額を		

■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。

- ●年度途中で65歳になったとき
- ●年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- ●年度途中で他の市区町村から転入したとき●年金が一時差し止めになったとき

など

年金が年額18万円未満の人 納付書、口座振替で納付(普通徴収)

糸満市から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

納め忘れのない 便利で確実な

口座振替 が便利です

●通帳の届け出印





★これらを持って糸満市指定の金融機関で手続きをしてください。

※申し込みから□座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場 合などは、納付書で納めることになります。

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)から、 第1号被保険者として保険料を納めます。



10月1日生まれ ⇒ 9月分から

10月2日生まれ → 10月分から

●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、 年度末までの納期に分けて、加入している医療 保険の保険料(介護保険分)から納めます。



●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度 末までの納期に分けて、「介護保険料」として 納付書で納めます。

〈例:10月2日生まれの人の場合〉

7月

8月

3月

9月 10月 11月 12月 1月

4~9月分は、年度末までの納期に分けて加入 している医療保険の保険料から納めます。

10月~翌年3月分は、年度末までの納期に 分けて、納付書で納めます。

保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金な どの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のよう な措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しく なったときは、減免等がある場合がありますので、お早めに担当窓口までご相談ください。

65歳

●1年以上滞納すると (納期限から1年経過)

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により 後で保険給付分が支払われます。

●1年6か月以上滞納すると (納期限から1年6か月経過)

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全 部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられるこ とがあります。

サービスを利用するときの利用者負担が3割または4割※になったり、

40~64歳の人(医療保険加入者)の介護保険料

保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保 険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の医療保険に加入して いる人は、介護保険料率と給与および賞与に応じて決められます。

保険料の納め方

国民健康保険に加入している人は国民健康保険税(料)として世帯主 が納めます。職場の医療保険に加入している人は、給与および賞与から 徴収されます。

※40~64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

●2年以上滞納すると 高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。 (納期限から2年経過) ※利用者負担の割合が3割(P8参照)の人が滞納した場合、4割に引き上げら 保険料の納付書 れます。 ●預(貯)金通帳

32

介

護

険

お住まいの地域を担当する 「地域包括支援センター」をご確認ください

住所によって、担当する地域包括支援センターが決まっています。

糸満市地域包括支援センター(基幹型)				
所在地	糸満市潮崎町1丁目1番地(糸満市役所)			
電話番号 098-840-8114				
開設日時	月曜日〜金曜日 午前8時30分〜午後5時15分 ※市役所閉庁日は休み			
担当地区(字)	武富、北波平、賀数、座波、兼城、照屋 阿波根、潮平、西崎、西川町			

糸満市地域包括支援センターいちまん				
所在地	糸満市真栄里1615番地1号室			
電話番号	098-992-2150			
開設日時	月曜日〜土曜日 午前9時〜午後6時 ※日曜・祝日・年末年始は休み			
担当地区(字)	字糸満、潮崎町、真栄里、国吉、大里、与座、豊原、 新垣、真栄平、宇江城、真壁、名城、小波蔵、伊敷、 糸洲、福地、喜屋武、南波平、伊原、束里、山城、 米須、大度、摩文仁			





